

総務省 総合通信基盤局電波部電波政策課 御中

[REDACTED]と申しますが、今回「電波法関係審査基準」の一部改正案に関する意見に意見を述べさせて

頂きます。自分の意見ですが、無線LANで電波料を徴収する場合についてプロバイダー経由で行う場合に

は徴収する事が出来ますが、プロバイダー無しで無線LANを使っておられる方の徴収する場合にはどの様

に徴収するのかわからなくなってしまう様に思います。

さて、自分がメインにしている事は無線ICタグですが、将来無線ICタグを利用する場所はほとんどスーパー

や百貨店が中心で、今現在ではETC(electronic toll collection)が高速道路に普及していますが、この無線ICタグやETC(electronic toll collection)を有料化すると無線ICタグではスーパーや百貨店が電波使用料の負担しないといけませんし、ETC(electronic toll collection)では利用している会社やユーザーが負担する形になり、今までよりも負担する料金が増える事になります。やはり無線ICタグやETC(electronic toll collection)を利用する場合には電波利用料を徴収しない方が良いかと思います。以上でパブリック・コメントを終わります。

草々

住所: 〒520-[REDACTED] 滋賀県高島郡[REDACTED]

氏名: [REDACTED]

電話:

e-mail: [REDACTED]